



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 東京都文京区後楽1-7-12
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価 年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

令和6年度連盟第2回理事会を開催

全市連は11月18日(月)、令和6年度第2回理事会を文京シビックホール会議室(東京都文京区)で開催した。出席は理事38名(Web参加9名を含む)と監事計2名の計40名。林野庁からは、福田淳木材産業課長、高橋秀夫木材産業課流通班担当課長補佐及び大道一浩業務課企画官に御出席頂いた。

守屋会長は開会挨拶で、来年にかけて、



理事会の様子

改正クリーンウッド法、改正物流効率化法、改正建築基準法への対応が必要となる、また、発電利用に供する木質バイオマス証明のための当連盟の手続き改正となっており、本日も審議いただくことさらに合板用の原木市況、手形の短縮への対応等に触れ、本日は皆様から忌憚のないご意見を頂き、有意義な会議となるようお願いすると述べた。

林野庁・情報提供

福田課長から令和7年度予算要求及び物流効率化法の施行について次の詳しいご説明をいただいた。

令和7年度木材産業課関係予算

これまでの加工流通施設等の整備の支援に加えて省人化施設の導入、工場再編等への支援も強化していく。また、JASを取得しようとする場合にグレーディングマシンの導入も支援の対象となるよう要求中である。これまでは地域材の利用量を増やすことを条件としていたが、今回はこの条件は付けていない。

建築用木材供給・利用強化対策として技術的開発や需要拡大の他に、川上から川下が連携して課題解決に取り組む「顔が見える木材供給体制構築事業」、川上から川下までの幅広い関係者が情報を共

有する仕組みを構築する「需要変動に対応した木材の供給体制強化支援事業」も継続して要求した。

改正物流効率化法の施行

「働き方改革関連法」に基づき自動車の運転業務の時間外労働についても年960時間(休日労働含まず)の上限規制が適用され、ドライバーの実働時間の制限により物流の停滞が懸念されている。製材の輸送では、一大産地である九州などから最大の需要先である首都圏への輸送が運送距離やドライバー確保等の観点から難しくなってきた。運送単価の上昇に加え、1日で運べる距離や回数の制約により、遠距離の出荷先との取引に支障がでており、少量ずつ長距離運送せざるを得ないため運送業者が敬遠する、鉄道輸送への切替を検討したが配達までのリードタイムが長くなること等から難しい等の声が聞かれた。

原木輸送では、出荷先が遠方の場合、山からの直送が困難、山の現場は真っ先に運送業者に敬遠される傾向にある等の声が聞かれた。

改正物流効率化法では、荷主には2通りあり、運送事業者と契約して貨物の運送をさせる事業者(第一種荷主)と運送事業者と貨物の受取や引き渡しを行う事業者(第二種荷主)がある。

すべての事業者(荷主(発荷主、着荷主)、物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫))に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定することとなっている。取り組むべき措置については、①待

ち時間の短縮、②荷役時間の短縮、③積載率の向上がある。

さらに一定規模以上の事業者(特定事業者)に対しては、中長期計画の作成や定期報告等を義務付けられる。ここで一定規模以上の事業者とは、取扱貨物の重量が年間9万トン以上の事業者とすることが検討されている。木材市場は第2種事業者に該当する場面が多いと考えられる。この場合、運転者から受け取る貨物と運転者に引き渡す貨物の合計で算定することとなる。重量の換算方法はいくつもあり、木材のように容積で把握している場合は、1立方メートルあたり280kgとして換算することが検討されている。これ以上の取扱量があれば、中長期計画の作成や定期報告等を義務付けられることになる。ただし第二種荷主が貨物の受渡しを行う日時や時間帯を運転者に指示することができないものを除くことも検討されている。

定期報告については、①事業者の判断基準の遵守状況、②関連事業者との連携状況等の判断基準と関連した取組に関する状況、③荷待ち時間等の状況を記載することとする。荷待ち時間の計測についてはサンプリング等の手法が検討されている。

今後のスケジュールとしては、努力義務の事項は来年の4月から施行、特定事業者の義務に関する事項は令和8年の4月からの施行が想定されている。事業者の皆様には荷役時間の短縮等できるところから取り組んでいただきたい。

情勢報告・業務運営

事務局より配布資料に基づき次の事項

について報告し、承認された。

1. 令和6年度木材アドバイザー養成講習会の日程等

2. 改正クリーンウッド法関係・林野庁主催の説明会への出席、全市連会員向け説明会の開催、木材団体との共催による合法性確認のための研修会の開催等

3. 改正物流効率化法関係・国土交通省・経済産業省・農林水産省の3省合同の説明会への出席・傍聴、原木部会・製品部会を通じた現状と課題の整理及び関係省庁への説明・要望、3省合同会議へのパブリックコメントの提出等

4. 発電利用に供する木質バイオマス証明のための林野庁ガイドラインの改正（ライフサイクルGHG関係）・林野庁説明会等へ出席、全市連会員向け説明会の開催等

5. 林野庁への政策提言（令和6年8月）

6. 林野庁補助事業の実施状況（国産材の安定供給に向けた需給情報連絡協議会の開催予定、顔の見える木材供給体制構築事業及び「新しい林業」経営モデル実証事業の実施状況

【協議事項】

事務局から以下を提案し、承認された。

①全市連の発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範及び実施要領の改正

林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」が、ライフサイクルGHGの算定に必要な情報を発電事業者に伝達できるように本年4月に改正されたことを受

け、全市連の「合法性・持続可能性の証明、間伐材の利用の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範及び実施要領」をGHG関連情報伝達に対応できるように改正する。これにより、分別管理及び文書管理方針書、発電利用に供する木質バイオマスの証明書、取り扱い実績報告書等の一連の様式も改正する。

②新規加入については、前回理事会以降に加入申し込みのあった、大阪木材市場株式会社（代表取締役 久我三郎）の新規加入。

③令和6年度第3回理事会については、令和7年3月17日（月）に東京にて開催。

【講演会】

林野庁木材産業課の高木望木材製品調査班課長補佐と（一社）全国木材検査・研究協会の小澤真虎人専務理事から「建築基準法改正と製材JASについて」と題した講演をいただいた。

高木課長補佐からは、建築物省エネ法・建築基準法の改正の背景、4号特例の見直し、仕様規定チェックリスト、木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し、仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法の見直し、柱の必要小径の試算例、表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法、製材JASのメリット、無等級材の要求性能等について詳しいご説明いただいた。

小澤専務理事からは、JAS制度の概要（制度の体系、認証と格付のしくみ等）、製材品のJASの種類、製材品JASの品質・性能、製材JASの表示、枠組材



講演会の様子

のJAS、規格の見直し、認証の取得（認証のプロセス、品目区分の決定・契約、申請の準備、複数工場の認証）、JAS製材品の利用（認証工場数の推移、品目別格付出荷量、JAS製材品と建築物、製材JAS製品と無等級材の基準強度の比較）、JAS認証工場に関する情報等について詳しいご説明をいただいた。講演者の説明の後には熱心な質疑応答が行われた。

■全国優良木材展示会―東海木材相互市場

大富部喜彦氏（ヒノキ150年生造林木）に農林水産大臣賞

当連盟主催の全国優良木材展示会が11月22日（金）、（株）東海木材相互市場・大口市場（上地浩之社長）で開催された。

来賓は、福田淳林野庁木材産業課長、森谷克彦中部森林管理局長、青山義明愛知県林務部林務課長ほか。出品材は、2300㎡（※）に上った。※国有林材（木曾ヒノキ材、高齢級人工林ヒノキ材）を含む。

開会に当たり鈴木善一朗全市連副会長・東海支部長が「本展示会は、全国の優良木材のPRと需要拡大のため全市連が長年にわたり、関係各位の御協力のもとに開催してきたもの。近年、公共建築物や商業施設で木造建築が採用され、木材の構造や内装を見せる建物が建てられるようになってきた。優良材の良さが理解され、更に需要が拡大することを期待。全市連は優良材の安定的な供給に努める所存。本日は多様な優良材が出品されているので全量のお買上げをお願いする。」等の挨拶をした。



表彰式



市の様子



農林水産大臣賞受賞材

林野庁福田課長からは、表彰受賞者への祝辞、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用による「2050年カーボンニュートラル」の実現への貢献、林野庁の「都市（まち）の木造化推進法」に基づく建築物の木造化・内装木質化の推進やウッドチェーン等木材利用推進の取組、木材市場の国産材供給における物流と情報の「ハブ」としての役割、「物流2024年問題」を受けた改正物流効率化法の施行に向けた準備の要請、木材市場への国産材供給拡大への期待等の青山林野庁長官の祝辞を代読いただいた。

この後、福田課長から農林水産大臣賞、林野庁長官賞の表彰状が贈呈された。式典終了後は全国から集まった大勢の買手が参加し、熱気の高まった競りが行われた。農林水産大臣賞受賞材には100万円/mの高値が付いた。午後には、国有林材の木曾ヒノキ、段戸国有林の高齢級人工林ヒノキ等の競りが行われ、木曾ヒノキには110万円/mの高値が付いた。

民有林材の審査結果は、次のとおり（敬称略）。▽農林水産大臣賞 大富部喜彦（ヒノキ造林木150年生、64cm、7.0m）▽林野庁長官賞 新井木材（有）、たかはら森林組合 ▽愛知県知事賞 山根金治、山田木材（株） ▽中部森林管理局長賞 丸峴林業、奥飛騨開発株式会社 ▽全木連会長賞 青木製材（有）、（株）フジイチ ▽全市連会長賞 山根木材、中原林業 ▽全買売会長賞 教野木材、（株）森下材木店

■大阪木材相互市場が創立100周年祝賀会を開催

（株）大阪木材相互市場（伊藤正雄社長）は、10月19日、リーガロイヤルホテル大阪にて創立100周年記念祝賀会を開催した。全国から取引先など100名以上が参加した。

伊藤社長は開会挨拶で「大阪木材相互市場は、大正13年に古いしきたりを変え、買方と売方が公正かつ円滑に取引ができる「新しい仲買の市場」をつくるために有志により設立された。第2次世界大戦、木材統制法などの困難を乗り越え、戦後は道頓堀で市売り業務を再開し、港区福崎へ移転。木材市場としての役割を果たしてこられたのは皆様からのご支援、ご協力、諸先輩方の努力のおかげと深く感謝申し上げる。会社の成長とは、木が大きく育っていく過程と同じで年輪を重ねる



伊藤社長の挨拶

ように少しずつ大きくしていくものと考えている。社員には仕事もプライベートも充実させ常により良い明日を目指す努力を続けてほしい。会社としても人材育成の支援を続けていきたい。今日という日を皆様と祝える喜びを胸に、更なる100年へ向けての一步を踏み出すので、倍旧のお引き立てをお願い申し上げます。」等を述べた。

来賓祝辞では当連盟前会長の西垣泰幸氏も祝辞を述べたほか、当連盟近畿支部長の菅生康清氏も来賓として出席した。

式典後には、阪神甲子園球場も本年100周年を迎えたことに関連した企画として、阪神タイガースOBの松山進次郎さんをお招きしてスペシャルトークショーが行われた。

■東京木材市場創立105周年記念市と木曾官材特別展を開催

東京木材市場（株）（東京都、市川英治社長）は、11月7日、創立105周年記念市と木曾官材特別展を開催した。会場には多数の天然木木曾ヒノキ等の製材品が集められ、多くの買い手が参加し活発な競りが行われた。

開催に当たり市川社長は、「多くの方々に支えられ、105年という長きにわたり歩んでくることができた。コメ不足が社会問題になったが、農家の人はこれまで減ってきたコメの需要が突然増え、でも急に供給を増やすことはできないと話していた。3年前のウッドショックを思い出した。常日頃から適正な在庫を持



市の様子

つことの大切さを教えられた。常に新しい要素を組み入れながら木のすばらしさを伝える発信を継続し、市場の活性化に努めてまいりたい。」と挨拶した。木曾官材市売協同組合の勝野智明理事長は「この半世紀、輸入材に頼ってきたが、国産材を持続的に使う時代はもう来ている。これからも木曾5木を供給していく。持続可能な森林経営を通じて社会に貢献していきたいので、引き続きお願いしたい。」と祝辞を述べた。

式典後には、中部森林管理局の岡田裕貴計画課長から「木曾悠久の森」と題した講演が行われ、木曾地方で実施している温帯性針葉樹林の保存・復元の取組が紹介された。また、市場には物産展も開設され、アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」、「いなかの駄亀戸店」、銀座8丁目のカフェ「ノーザンウッド」が出店し、来場者で賑わった。

■令和6年度クリーンウッド法に基づく合法性確認のための研修会を開催

11月11日、全市連、全買連、全木連、都木連が共催により、今般改正されたクリーンウッド法の改正内容の周知、林野庁ガイドラインに基づく合法性確認の具体的方法等に関する情報提供を行う「令和6年度クリーンウッド法に基づく合法性確認のための研修」を木材会館（江東区新木場）において開催した。研修には約170名が参加した。都木連の庄司良雄会長等から挨拶があった後、林野庁木材利用課 坂本明美課長補佐の「クリーンウッド法の改正及び施行について」と全木連加藤正彦企画部参与の「ガイドラインに基づく合法木材供給制度とクリーンウッド法における合法性の確認について」の講義が行われ、受講者は熱心に受講した。



研修会の様子

■木材アドバイザー養成講習会（令和7年2月）のご案内

全市連では、木材を取り扱う方々等を対象に木の見分け方や基本的性質、木造建築に関する実践的な知識、日本の林業のほか環境問題や木材需給等の学んでいただくため、下記により木材アドバイザー養成講習会を開催します。この講習会は、(公社) 日本建築士会連合会のCPD認定プログラムになっています。皆様のご参加をお待ちしております。定員は東京会場が40名程度、大阪会場が40名程度で、日程は以下の通りです。

(東京会場) 令和7年2月7日(金)

9:30~17:20、2月8日(土)

9:00~16:00

(於) 木材会館（東京都江東区新木場1-18-8）

(大阪会場) 令和7年2月21日(金)

9:30~17:20、2月22日(土)

9:00~16:00

(於) 大阪木材仲買会館（大阪市西区南堀江4丁目18番10号）

受講料は、25,000円（受講料、テキスト代等を含む）
申し込みの受付は12月1日以降。

(問合せ) (一社) 全日本木材市場連盟

文京区後楽1-7-12 林友ビル

TEL 03-33818129 06

FAX 03-33818129 07

雑記帳

生物多様性という言葉がある。あまりなじみのない言葉だが、近年、陸と海の30%以上を保全しようという国際合意がなされ産業界にも知られるようになってきた。生物多様性には森林などの生態系、動植物などの種、遺伝子の3つのレベルがあるとされる。1992年にブラジルで開催された地球サミットの合意を受けて、気候変動枠条約や生物多様性条約が締結された。その後、気候変動については温暖化防止に向けた国際的な目標が合意され、各国がCO2排出量の削減目標を定め、炭素市場も形成されるなど経済界も含めて取組が進展した。他方、生物多様性の保全については、これに見合う国際的な取組には至らず、生物多様性条約の関係者からは、気候変動条約のようにわかりやすい数値目標を打ち出せないものかとの声が聞かれた。大気は公共財として認識され規制について国際合意が得られても、生物多様性は陸上であれば各国の資源なのでグローバルな公共財とはみなされず開発規制への合意は難しい。○生物多様性条約では、2010年代から「自然の人への貢献」や「自然を基盤とした解決策」という議題を議論するようになった。生物多様性という専門用語から切り口を変えて、自然をテーマにしてより幅広い層の関心を喚起しようとしている。議論の対象も広がり、森林ならば生産活動、国土や水資源の保全、レクリエーションなど森林の多面的機能と同様の概念になった。その後の動向についてはまたの機会に紹介したい。